

◇鳥取県都市公園条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市公園法の一部が改正され、条例で都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、条例で特定公園施設の設置基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 都市公園は、県民が容易に利用することができるよう配置し、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。
- (2) 公園施設の建築物の建築面積の総計は、都市公園の安全性や機能性を考慮して原則として都市公園の敷地面積の100分の2以下とする。
- (3) 鳥取県福祉のまちづくり条例と同等の人に優しい公園施設となるよう高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公衆浴場の入浴者及び旅館の宿泊者の衛生確保を図るため、浴槽水の水質検査の結果の知事への届出の義務化等営業者が講ずべき必要な措置の基準について見直しを行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正

- ア 浴槽水等の水質検査を行った場合において、水質基準に適合しなかったときに限られていた知事への届出を、水質検査の結果にかかわらず届け出るよう改めるとともに、検査結果の記録を3年間施設に保管することとする。
- イ 浴槽水を消毒するときは、塩素系薬剤又はそれと同等以上の効果のある方法により行うこととする。
- ウ 循環させ、ろ過して再利用する浴槽水以外でも、イの措置を講じている浴槽水に限り、1週間に1回以上の交換及び浴槽の清掃でよいこととする。
- エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県旅館業法施行条例の一部改正

旅館の浴室について(1)と同様の措置を講ずる。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布の日から起算して1月を経過した日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

食品衛生法施行令の一部が改正され、都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準が条例に委任されたことに伴い、本県の実情等を勘案してこれらの基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。

イ 食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験のために必要な規則で定める機械及び器具を備えること。

(2) 食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験を実施することができる職員及び当該検査又は試験の実施について責任を負う職員を置くこととする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について

1 条例の改正理由

竜巻、集中豪雨などの局地的な自然災害が被災者住宅再建支援制度の対象となることを明確にし、災害発生時に迅速に被災者住宅再建支援金を交付することができるよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 被災者住宅再建支援金の交付対象とする自然災害の要件に次のものを加える。

ア 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

イ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(2) 自然災害の要件である住宅が全壊した世帯の数の算定に当たっては、2の大規模半壊又は半壊をもって1の世帯の住宅の全壊とみなす。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における医療水準の向上及び医師の確保を図ることを目的とした医師海外留学資金貸付金について、その効果が十分に生じるよう返還を免除する条件である県内の病院での勤務期間に下限を設ける。

2 条例の概要

(1) 医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の免除の条件である県内の病院での常勤医師としての勤務期間は、少なくとも1年以上とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について

1 条例の廃止理由

施設の老朽化によって全ての特別県営住宅を廃止することに伴い、鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例は、廃止する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

(3) 鳥取県住民基本台帳法施行条例について、所要の規定の整備を行う。